#### 法人契約者さまがご利用可能なサービス



約140万件の割引サービスが使い放題!

余暇支援

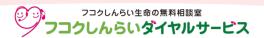
健康支援

音児<sub>支援</sub>

介護支援

豊富なメニューを優待価格でご利用 いただける福利厚生サービス「アソ シエ倶楽部」。法人契約者さまが 「アソシエ倶楽部」をご契約される 際の特典サービスがございます。

定期保険・解約返戻金抑制型医療保険の法人契約者さまと被保険者さまがご利用可能なサービス



健康ダイヤルサービス **健康・介護相談** 

年金ダイヤルサービス **年金相談**  税務ダイヤルサービス **税務相談** 

介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約の法人契約者さま等がご利用可能なサービス

脳トレアプリ、脳トレドリルの利用サービス

楽しく続く! 毎日5分



脳トレ開発者 川島隆太博士監修 (株)NeU取締役CTO (東北大学教授)

介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約を付加したご契約について、ご登録から2年間無料で、認知機能の維持・向上のための脳トレアプリ・脳トレドリルをご利用いただけます。

健康告知に関するご照会につきましては、「告知サポートダイヤル」にて対応させていただきます。



- ●このサービスは、フコクしんらい生命が提携する企業が提供するサービスです。ご利用にあたり実際に提供されるサービスについては、フコクしんらい生命は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。
- ●このサービスは、2025年4月現在のものであり、予告なく変更・終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

サービス内容の詳細や注意事項などについては、フコクしんらい生命オフィシャルホームページをご覧ください。

告知サポートダイヤル

TEL 0120-998-259

受付時間 9:00~17:00

(通話料無料)(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

ご契約後のご照会・お申出などにつきましては、お客さま専用の連絡先となる「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」で承ります。

フコクしんらい生命 お客さまサービス室

TEL 0120-700-651

受付時間 9:00~18:00

(通話料無料)(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

〈注〉この「定期保険 法人プラン」は、フコクしんらい生命の保険商品『ハローキティの定期保険』を法人契約者さま向けにおすすめするプランです。

[募集代理店]

[引受保険会社]

フコクしんらい生命保険株式会社

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 TEL 03-6731-2100(代表) ホームページ https://www.fukokushinrai.co.jp

SK2504-E法5

募AFS1424019(25.2)



## しんきんの定期保険

2025年4月版

定期保険

# 定期保険 法人プラン

(「ハローキティの定期保険」法人契約用)

企業経営における さまざまなリスクへの備えに、 保険金等をお役立ていただけます。



契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

定期保険のお申込みは信用金庫へ

「ご契約の概要」「注意喚起情報」は、ご契約の内容などに関する重要な情報を記載しています。 ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。

**この商品はフコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。** 

※この「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」中の「当社」は「フコクしんらい生命保険株式会社」を指します。



この街と生きていく

引受保険会社



SHÍNKÍN 信用金庫

この商品は、「死亡保障」などを目的とする商品です。保険本来の趣旨を逸脱する保険加入、 例えば、「保険料の損金算入による法人税額の圧縮」のみを目的とする保険加入はお勧めしておりません。 企業経営における さまざまなリスクへの備えに、 保険金等をお役立ていただけます。

## 万一の場合の事業保障資金として

経営者に万一のことがあった場合、会社と働く方々の暮らしを守るため、当面の事業資金 や債務返済資金の準備が大切です。

この商品は、死亡・高度障害状態によるリスクへの備えに加え、特約を付加することで 「がん」や「認知症・介護」によるリスクに備えることも可能です。

### 万一の場合の死亡退職金・弔慰金の財源として

長年経営に専心し、事業の繁栄を築いてきた経営者の万一のときに、のこされたご遺族 の先行きの安定のためにも、十分な死亡退職金や弔慰金の準備が大切です。

### 万一の場合の事業承継資金として

経営者に万一のことがあった場合、事業承継者は高額な相続税の支払いを迫られ、納税 資金確保のために、自社株や事業資産の売却を余儀なくされるリスクがあります。円滑な 事業承継を実現するためには、納税資金の準備も大切です。



#### 〈このパンフレットにおける契約形態〉

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
法人	経営者(代表者・役員)・従業員	法人

## 一定期間の「万一」のときに備えての保障を

#### しくみ図 (イメージ図)

【保険金額】定期保険1,000万円

【保険期間(保険料払込期間)】10年

【**年齢・性別**】50歳・男性

【保険料】□座振替年払 64.210円

定期保険 (主契約)

死亡(高度障害) 保険金

契約消滅

100歳まで 自動更新

保険期間(保険料払込期間)10年 ■

保険期間満了

### 保障内容

	お支払いする お支払いする場合(概要) 保険金 被保険者が保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い		お支払いする 金額	〈ご参考〉 お取扱内容*
定期保険	死亡保険金	死亡されたとき	1,000万円 300~	
<b>企物体</b> 院	高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき	1,000AH	4,000万円

※死亡保険金、高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

※所定の高度障害状態については、18ページをご確認ください。

#### \*〈ご参考〉お取扱内容について -

ご契約

お取扱内容については、17ページをご確認ください。保険金額は年齢による制限があります。

定期保険(主契約)の保険金額が300万円未満の場合は、お取扱いできません。

保険料や経理処理につきましては、保険設計書にてご確認ください。

経 埋 処 埋 例 契約者		被保険者	死亡保険金受取人
	法人	経営者(代表者・役員)・従業員	法人
【保険料を払い込んだ		借方	貸方
保険料は全額を損金に算入します。		支払保険料 64,210円	現金または預金 64,210円
【保険金を受け取ったとき】		借方	貸方
(死亡により1,000万円を受け取った場合) 受け取った保険金は、雑収入として全額を益金に算入します。		現金または預金 10,000,000円	雑収入 10,000,000円

#### 「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。

※途中で解約された場合、解約返戻金は雑収入として全額を益金に算入します。

※2025年1月現在の税制等にもとづくもので、法人向け生命保険における一般的な経理処理について記載したものです。なお、記載の経理処理は 今後変更になる場合があります。

実際のお取扱い等につきましては、担当の税理士または所轄税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

【関連法令等】 法人税基本通達9-3-5



保障についてご留意いただきたいことがありますので23ページをご確認ください。

## 「万一」のときに備えての保障に 「がん」の保障も

しくみ図 (イメージ図) 【保険金額】定期保険

100万円

【年齢·性別】50歳·男性

がん保障定期保険特約 900万円

【保険料】口座振替年払 139,216円

この特約消滅

【保険期間(保険料払込期間)】

10年

がん保障 定期保険

乳がんのみ 90日免責

または

保険金

特約がん 保険金

85歳まで 自動更新

定期保険 (主契約)

特約

死亡(高度障害) 保険金

特約死亡(高度障害)

100歳まで 自動更新

ご契約

保険期間満了

経理処理例	契約者	被保険者	死亡保険金受取人
	法人	経営者(代表者・役員)・従業員	法人
【保険料を払い込んだと	 とき】	借方	貸方
保険料は全額を損金に算入します。		支払保険料 139,216円	現金または預金 139,216円
【保険金を受け取ったとき】		借方	貸方
(死亡により1,000万円を受け取った場合) 受け取った保険金は、雑収入として全額を益金に算入します。		現金または預金 10,000,000円	雑収入 10,000,000円

■ 保険期間(保険料払込期間)10年

#### 「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。

- ※途中で解約された場合、解約返戻金は雑収入として全額を益金に算入します。
- ※2025年1月現在の税制等にもとづくもので、法人向け生命保険における一般的な経理処理について記載したものです。なお、記載の経理処理 は今後変更になる場合があります。
- 実際のお取扱い等につきましては、担当の税理士または所轄税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

【関連法令等】 法人税基本通達9-3-5

## 保障内容

おき	支払いする 保険金	お支払いする場合(概要) 被保険者が(特約)保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い	お支払いする 金額	〈ご参考〉 お取扱内容*
がん保障	特約がん保険金	初めて所定の悪性新生物(がん)に罹患していると 診断確定されたとき ※「上皮内がん」「皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」は、特約 がん保険金のお支払対象となりません。	900万円	100~
定期保険 特約死亡保険金	死亡されたとき〈注〉	〈注〉	2,000万円	
特約高度障害保険金		所定の高度障害状態になられたとき〈注〉		
定期保険	死亡保険金	死亡されたとき〈注〉	100万円	100~
(主契約)	高度障害保険金	所定の高度障害状態になられたとき〈注〉	〈注〉	4,000万円

〈注〉「万一」の保障の給付例について

死亡・所定の高度障害状態になられたとき

定期保険の死亡保険金(または高度障害保険金)とがん保障定期保険特約の 特約死亡保険金(または特約高度障害保険金)の合計金額です。特約がん ......合計 最高1,000万円 保険金をお支払いした場合、がん保障定期保険特約は消滅しますので、死亡 または所定の高度障害状態になられたときにお支払いする金額は主契約から 100万円となります。

#### \*〈ご参考〉お取扱内容について-

お取扱内容については、17ページをご確認ください。

死亡保障(定期保険、がん保障定期保険特約)の合計保険金額は、年齢による制限があります。

がん保障定期保険特約の最高保険金額は、年齢による制限があります。

定期保険(主契約)の保険金額、がん保障定期保険特約の保険金額の合計が300万円未満の場合は、お取扱いできません。 保険料や経理処理につきましては、保険設計書にてご確認ください。



保障についてご留意いただきたいことがありますので23ページをご確認ください。

## 「万一」のときに備えての保障に 軽度の段階からの「認知症・介護」の保障も

しくみ図 (イメージ図) 【保険金額】定期保険

500万円 【保険期間(保険料払込期間)】 10年

介護保障定期保険特約 400万円 **【年齢・性別**】

50歳·男性

軽度介護保障特約 特約基準金額 100万円 【保険料】□座振替年払 68,025円



## 上記プランにおける介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約の給付イメージ



- (\*1) 軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の認知障害給付金、要支援給付金および軽度介護 給付金はお支払対象外となります
- (\*2) 介護保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の認知症診断給付金、介護保険金等はお支払対象外

保障内容 ※軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。

đ	う支払いする 保険金等	お支払いする場合(概要) 被保険者が(特約)保険期間中に各事由に該当した場合にお支払い	お支払いする 金額	〈ご参考〉 お取扱内容*
	認知障害給付金	認知障害給付の責任開始日以後、初めて所定の認知障害 (軽度認知障害(MCI)・認知症)と診断確定されたとき	5万円	5万円
軽度介護	要支援給付金	公的介護保険制度の要支援1 または要支援2に該当していると認定されたとき	20万円	20万円
保障特約	軽度介護給付金	つぎのいずれかの事由に該当したとき (1)公的介護保険制度の要介護1以上に 該当していると認定されたとき (2)所定の要介護状態に該当したとき (3)所定の高度障害状態に該当したとき〈注〉	100万円 (要支援給付金 支払後は 80万円)〈注〉	100万円 (要支援給付金 支払後は 80万円)
	認知症診断給付金	認知症給付の責任開始日以後、初めて所定の認知症に 罹患していると診断確定されたとき	80万円	介護保険金等の 金額の20%
介護保障 定期保険 特約	介護保険金	つぎのいずれかの事由に該当したとき (1)公的介護保険制度の要介護2以上に 該当していると認定されたとき (2)所定の要介護状態に該当したとき	400万円 〈注〉	100~500万円 (軽度介護 保障特約を
	特約死亡保険金 特約高度障害保険金	死亡されたとき〈注〉 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉	( <del>, _</del> /	付加した場合 400万円限度)
定期保険 (主契約)	死亡保険金 高度障害保険金	死亡されたとき〈注〉 所定の高度障害状態になられたとき〈注〉	500万円 〈注〉	100~ 4,000万円

#### 〈注〉「万一」の保障の給付例について

**死亡されたとき …………………** 合計 最高900万円 定期保険の死亡保険金と介護保障定期保険特約の特約死亡保険金の 合計金額です。

所定の高度障害状態になられたとき · · · · · 合計 最高1.000万円 定期保険の高度障害保険金、介護保障定期保険特約の特約高度障 害保険金、軽度介護保障特約の軽度介護給付金の合計金額です。

介護保険金をお支払いした場合には介護保障定期 保険特約、軽度介護給付金をお支払いした場合には 軽度介護保障特約は消滅しますので、お支払いする 金額は異なります。

#### \*〈ご参考〉お取扱内容について -

お取扱内容については、17ページをご確認ください。

死亡保障(定期保険、介護保障定期保険特約)の合計保険金額は、年齢による制限があります。

定期保険(主契約)の保険金額、介護保障定期保険特約の保険金額、軽度介護保障特約の特約基準金額の合計が300万円 未満の場合は、お取扱いできません。

保険料や経理処理につきましては、保険設計書にてご確認ください。



保障についてご留意いただきたいことがありますので23~24ページをご確認ください。

経営者・役員・従業員の遺族または本人に対する税務上の取扱い

●経営者・役員・従業員の遺族が法人から受け取った死亡退職金・弔慰金の取扱い

〈死亡退職金として受け取った場合〉 死亡退職金は「退職手当金」 として相続財産とみなされますが、相続人 が受け取った死亡退職金のうち次の金額まで非課税となります。

退職手当金等の非課税金額

500万円 =

X

法定相続人の数

〈弔慰金として受け取った場合〉 弔慰金は次の金額まで非課税になります。

これを超えた部分に相当する金額は、死亡退職金として取り扱われます。

業務上の死亡の場合・・・・ 普通給与(賞与を除く)の3年分(36か月分)

業務外の死亡の場合・・・・ 普通給与(賞与を除く)の半年分(6か月分)

※①:被相続人の雇用主などから弔慰金などの名目で受け取った金銭のうち、実質上退職手当金等に該当する金額は、相続税の対象となります。 ②: ①を除いた部分については、弔慰金として妥当な金額(上記〈弔慰金として受け取った場合〉に記載)を弔慰金等に相当する金額とし、その金額 を超える部分に相当する金額は、退職手当金等として相続税の対象となります。

※ 中慰金は非課税扱いとなり退職手当金等は相続税の対象となることから課税の取扱いが異なりますので、ご注意ください。

●経営者・役員・従業員本人が法人から受け取った見舞金の取扱い

法人が受け取った給付金等を慶弔見舞金規程等にもとづき経営者・役員・従業員が見舞金として受け取った場合、 「社会通念上相当」と認められた金額は非課税となります。

ただし、その金額が過大と判断された場合は、超過分の金額が臨時的な給与(賞与)として課税対象となります。 くわしくは担当の税理士または所轄税務署にご確認ください。

なお、高度障害保険金を退職金として受け取った場合には、退職所得となります。

2025年1月現在の税制等にもとづくもので、今後変更になる場合があります。 税制などの詳細については、担当の税理士または所轄税務署にご確認ください。

【関連法令等】 相続税法12条 相続税基本通達3-20

保険料は全額を損金算入します。

経理処理例

【保険料を払い込んだとき】

5~6ページのプランにて、

契約者

法人

借方 貸方 支払保険料 68,025円 現金または預金 68,025円

死亡保険金受取人

法人

貸方

【保険金等を受け取ったとき】 (死亡により900万円を受け取った場合)

現金または預金 9.000.000円

雑収入 9,000,000円

保険期間(保険料払込期間)10年、50歳・男性 口座振替年払保険料68.025円の場合

被保険者

経営者(代表者・役員)・従業員

借方

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。

受け取った保険金等は、雑収入として全額を益金算入します。

※被保険者の死亡により軽度介護保障特約が消滅した場合、軽度介護保障特約に責任準備金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に お支払いしますが、上記の仕訳例では加味していません。

※途中で解約された場合、解約返戻金は雑収入として全額を益金算入します。

2025年1月現在の税制等にもとづくもので、法人向け生命保険における一般的な経理処理について記載したものです。なお、記載の経理 処理は今後変更になる場合があります。実際のお取扱い等につきましては、担当の税理士または所轄税務署にご確認のうえ、ご自身の責任 においてご判断ください。

【関連法令等】 法人税基本通達9-3-5

# 死亡保障プラン

■保険金額

●定期保険:1,000万円

参考 定期保険:300万円・500万円

■保険期間(保険料払込期間):10年 ■保険料払込方法:□座振替年払

〈注〉本プラン以外の保険金額や保険期間などを設定する場合は、保険設計書にて保険 料をご確認ください。

※記載されている保険料は、2025年4月現在の保険料率を適用しています。

主契約の保険金額が2,000万円以上の場合、主契約の 保険料に対して高額割引制度が適用されますので保険 料が割安になります。なお、減額等の契約内容の変更に より、上記の条件をみたさなくなった場合は、高額割引 制度が適用されなくなります。

男 性	合計保険料		〈単位:円〉
±71.45.□		死亡保障プラン	,
契約日 満年齢	参考	参考	4 000
게찍 구 됩니	300万円	500万円	1,000万円
15歳	6,108	10,180	20,360
16歳	6,213	10,355	20,710
17歳	6,318	10,530	21,060
18歳 19歳	6,387 6,456	10,645 10,760	21,290 21,520
20歳	6,525	10,875	21,750
21歳	6,594	10,990	21,980
22歳	6,666	11,110	22,220
23歳	6,735	11,225	22,450
24歳	6,804	11,340	22,680
25歳 26歳	6,873 6,978	11,455 11,630	22,910
20 <u>歳</u> 27歳	7,083	11,805	23,260 23,610
28歳	7,221	12,035	24,070
29歳	7,362		24,540
30歳	7,536	12,270 12,560	25,120
31歳	7,710	12,850	25,700
32歳	7,953	13,255	26,510
33歳 34歳	8,196 8,475	13,660 14,125	27,320 28,250
35歳	8,787	14,645	29,290
36歳	9,135	15,225	30,450
37歳	9,519	15,865	31,730
38歳	9,936	16,560	33,120
39歳	10,422	17,370	34,740
40歳	10,911	18,185	36,370
41歳 42歳	11,502 12,093	19,170 20,155	38,340 40,310
42 <u>歳</u> 43歳	12,756	21,260	42,520
44歳	13,485	22,475	44,950
45歳	14,250	23,750	47,500
46歳	15,120	25,200	50,400
47歳	16,026	26,710	53,420
48歳 49歳	17,001 18,078	28,335	56,670
50歳	19,263	30,130 32,105	60,260 64,210
50歳 51歳	20,550	34,250	68,500
52歳	21,942	36,570	73,140
53歳	23,508	39,180	78,360
54歳	25,248	42,080	84,160
55歳	27,126	45,210	90,420
56歳 57歳	29,145 31,374	48,575	97,150
57	33,738	52,290 56,230	104,580 112,460
59歳	36,279	60,465	120,930
60歳	39,099	65,165	130,330
61歳	42,162	70,270	140,540
62歳	45,570	75,950	151,900
63歳	49,398	82,330	164,660
64歳 65歳	53,679 58,587	89,465 97,645	178,930 195,290
66歳	64,086	106,810	213,620
67歳	70,452	117,420	234,840
68歳	77,832	129,720	259,440
69歳	86,427	144,045	288,090
70歳	96,345	160,575	321,150
71歳	107,688	179,480	358,960
72歳  73歳	120,564 135,111	200,940 225,185	401,880
73歳 74歳	151,536	252,560	450,370 505,120
75歳	169,911	283,185	566,370

契約日 満年齢	
満年齢 300万円 500万円 1,000万円 15歳 5,064 8,440 16,880 16歳 5,133 8,555 17,110 17歳 5,238 8,730 17,460 18歳 5,307 8,845 17,690 19歳 5,376 8,960 17,920 20歳 5,448 9,080 18,160 21歳 5,550 9,250 18,500 22歳 5,622 9,370 18,740 23歳 5,724 9,540 19,080 24歳 5,829 9,715 19,430	
16歳     5,133     8,555     17,110       17歳     5,238     8,730     17,460       18歳     5,307     8,845     17,690       19歳     5,376     8,960     17,920       20歳     5,448     9,080     18,160       21歳     5,550     9,250     18,500       22歳     5,622     9,370     18,740       23歳     5,724     9,540     19,080       24歳     5,829     9,715     19,430	79
17歳     5,238     8,730     17,460       18歳     5,307     8,845     17,690       19歳     5,376     8,960     17,920       20歳     5,448     9,080     18,160       21歳     5,550     9,250     18,500       22歳     5,622     9,370     18,740       23歳     5,724     9,540     19,080       24歳     5,829     9,715     19,430	
18歳     5,307     8,845     17,690       19歳     5,376     8,960     17,920       20歳     5,448     9,080     18,160       21歳     5,550     9,250     18,500       22歳     5,622     9,370     18,740       23歳     5,724     9,540     19,080       24歳     5,829     9,715     19,430	
19歳     5,376     8,960     17,920       20歳     5,448     9,080     18,160       21歳     5,550     9,250     18,500       22歳     5,622     9,370     18,740       23歳     5,724     9,540     19,080       24歳     5,829     9,715     19,430	
20歳     5,448     9,080     18,160       21歳     5,550     9,250     18,500       22歳     5,622     9,370     18,740       23歳     5,724     9,540     19,080       24歳     5,829     9,715     19,430	
21歳     5,550     9,250     18,500       22歳     5,622     9,370     18,740       23歳     5,724     9,540     19,080       24歳     5,829     9,715     19,430	
22歳5,6229,37018,74023歳5,7249,54019,08024歳5,8299,71519,430	
23歳     5,724     9,540     19,080       24歳     5,829     9,715     19,430	
25歳   5.970   9.950   19.900	
26歳     6,072     10,120     20,240       27歳     6,213     10,355     20,710	
27歳     6,213     10,355     20,710       28歳     6,387     10,645     21,290	
20歳     6,587     10,645     21,290       29歳     6,525     10,875     21,750	
30歳 6,699 11,165 22,330	
31歳 6,873 11,455 22,910	
32歳 7,047 11,745 23,490	
33歳 7,257 12,095 24,190	
34歳 7,464 12,440 24,880	
35歳     7,674     12,790     25,580       36歳     7,884     13,140     26,280	
36歳     7,884     13,140     26,280       37歳     8,127     13,545     27,090	
38歳 8,406 14,010 28,020	
39歳 8,718 14,530 29,060	
40歳 9,066 15,110 30,220	
41歳 9,450 15,750 31,500	
42歳 9,867 16,445 32,890	
43歳     10,284     17,140     34,280       44歳     10,737     17,895     35,790	
44歳     10,737     17,895     35,790       45歳     11,223     18,705     37,410	
46歳 11,712 19,520 39,040	
47歳 12,162 20,270 40,540	
48歳 12,651 21,085 42,170	
49歳 13,137 21,895 43,790	
50歳     13,659     22,765     45,530       51歳     14,181     23,635     47,270	
51歳     14,181     23,635     47,270       52歳     14,772     24,620     49,240	
52歳     14,772     24,626     43,246       53歳     15,399     25,665     51,330	
54歳 16,026 26,710 53,420	
55歳 16,686 27,810 55,620	
56歳 17,418 29,030 58,060	
57歳 18,183 30,305 60,610	
58歳     19,089     31,815     63,630       59歳     20,064     33,440     66,880	
5分級     20,004     33,440     60,680       60歳     21,177     35,295     70,590	
61歳 22,464 37,440 74,880	
62歳 23,961 39,935 79,870	
63歳 25,701 42,835 85,670	
64歳 27,789 46,315 92,630	
65歳     30,189     50,315     100,630       66歳     32,904     54,840     109,680	
67歳 36,036 60,060 120,120	
68歳 39,654 66,090 132,180	
69歳 43,830 73,050 146,100	
70歳 48,702 81,170 162,340	
71歳 54,342 90,570 181,140	
72歳     60,882     101,470     202,940       73歳     68,436     114,060     228,120	
73歳     68,436     114,060     228,120       74歳     77,169     128,615     257,230	
75歳 87,297 145,495 290,990	

#### ■保険金額

## がん重点保障プラン

保険料表

定期保険:100万円

●がん保障定期保険特約:900万円

■保険期間(保険料払込期間):10年 ■保険料払込方法:□座振替年払

〈注〉本プラン以外の保険金額や保険期間などを設定する場合は、保険設計書にて保険 料をご確認ください。

※記載されている保険料は、2025年4月現在の保険料率を適用しています。

主契約の保険金額が2,000万円以上の場合、主契約の 保険料に対して高額割引制度が適用されますので保険 料が割安になります。なお、減額等の契約内容の変更に より、上記の条件をみたさなくなった場合は、高額割引 制度が適用されなくなります。

男 性	合計保険料〈単位:円〉	_	
契約日		内訳	
満年齢	がん重点保障プラン	定期保険	がん保障定期保険特約
/岡一一回り		100万円	900万円
 15歳	22,187	2,036	20,151
16歳	23,158	2,071	21,087
17歳	24,030	2,106	21,924
18歳	24,782	2,129	22,653
19歳	25,435	2,152	23,283
20歳	25,980	2,175	23,805
21歳	26,525	2,198	24,327
22歳	27,071	2,222	24,849
23歳	27,616	2,245	25,371
24歳	28,161	2,268	25,893
25歳	28,706	2,291	26,415
26歳	29,470	2,326	27,144
27歳	30,234	2,361	27,873
28歳	31,225	2,407	28,818
29歳	32,415	2,454	29,961
30歳	33,724	2,512	31,212
31歳	35,249	2,570	32,679
32歳	36,995	2,651	34,344
33歳	38,750	2,732	36,018
34歳	40,724	2,825	37,899
35歳	43,015	2,929	40,086
36歳	45,642	3,045	42,597
37歳	48,587	3,173	45,414
38歳	51,858	3,312	48,546
39歳	55,674	3,474	52,200
40歳	59,905	3,637	56,268
41歳	64,593	3,834	60,759
42歳	69,911	4,031	65,880
43歳	75,874	4,252	71,622
44歳	82,480 89,836	4,495	77,985
45歳 		4,750	85,086 92,916
47歳	97,956 106,817	5,040 5,342	101,475
48歳	116,646	5,667	110,979
49歳	127,337	6,026	121,311
50歳	139,216	6,421	132,795
51歳	152,488	6,850	145,638
52歳	167,046	7,314	159,732
53歳	183,336	7,836	175,500
54歳	201,142	8,416	192,726
55歳	220,767	9,042	211,725
56歳	242,005	9,715	232,290
57歳	265,086	10,458	254,628
58歳	289,886	11,246	278,640
59歳	316,419	12,093	304,326
60歳	344,710	13,033	331,677
61歳	374,756	14,054	360,702
62歳	406,375	15,190	391,185
63歳	439,700	16,466	423,234
64歳	474,958	17,893	457,065
65歳	512,405	19,529	492,876
66歳	552,551	21,362	531,189
67歳	596,010	23,484	572,526
68歳	643,155	25,944	617,211
69歳	694,773	28,809	665,964
70歳	751,431	32,115	719,316

女 性	合計保険料〈単位:円〉		
契約日		内訳	
満年齢	がん重点保障プラン	定期保険	がん保障定期保険特約
		100万円	900万円
15歳	17,978	1,688	16,290
16歳	18,829	1,711	17,118
17歳	19,701	1,746	17,955
18歳	20,768	1,769	18,999
19歳	21,835	1,792	20,043
20歳	23,110	1,816	21,294
21歳	24,503	1,850	22,653
22歳	25,994	1,874	24,120
23歳	27,594	1,908	25,686
24歳	29,402	1,943	27,459
25歳	31,429	1,990	29,439
26歳	33,551	2,024	31,527
27歳	35,893	2,071	33,822
28歳	38,354	2,129	36,225
29歳	41,010	2,175	38,835
30歳	43,678	2,233	41,445
31歳	46,769	2,291	44,478
32歳	49,959	2,349	47,610
33歳	53,260	2,419	50,841
34歳	56,884	2,488	54,396
35歳	60,608	2,558	58,050
36歳	64,539	2,628	61,911
37歳	68,589	2,709	65,880
38歳	72,543	2,802	69,741
39歳	76,616	2,906	73,710
40歳	80,692	3,022	77,670
41歳	84,789	3,150	81,639
42歳	88,789	3,289	85,500
43歳	93,005	3,428	89,577
44歳	97,125	3,579	93,546
45歳	101,355	3,741	97,614
46歳	105,586	3,904	101,682
47歳	109,813	4,054	105,759
48歳	114,251	4,217	110,034
49歳	118,805	4,379	114,426
50歳	123,569	4,553	119,016
51歳	128,648	4,727	123,921
52歳	134,272	4,924	129,348
53歳	140,331	5,133	135,198
54歳	147,011	5,342	141,669
55歳	154,017	5,562	148,455
56歳	161,569	5,806	155,763
57歳	169,447	6,061	163,386
58歳	177,786	6,363	171,423
59歳	186,571	6,688	179,883
60歳	195,816	7,059	188,757
61歳	205,533	7,488	198,045
62歳	215,851	7,987	207,864
63歳	226,970	8,567	218,403
64歳	238,943	9,263	229,680
65歳	252,163	10,063	242,100
66歳	266,955	10,968	255,987
67歳	283,659	12,012	271,647
68歳	302,820	13,218	289,602
69歳	324,786	14,610	310,176
70歳	350,107	16,234	333,873

■保険金額

## 介護重点保障プラン

保険料表

定期保険:500万円

■保険料払込方法:□座振替年払

■保険期間(保険料払込期間):10年

●介護保障定期保険特約:400万円 ●軽度介護保障特約 特約基準金額:100万円 〈注〉本プラン以外の保険金額や保険期間などを設定する場合は、保険設計書にて保険 料をご確認ください。

※記載されている保険料は、2025年4月現在の保険料率を適用しています。

主契約の保険金額が2,000万円以上の場合、主契約の 保険料に対して高額割引制度が適用されますので保険 料が割安になります。なお、減額等の契約内容の変更に より、上記の条件をみたさなくなった場合は、高額割引 制度が適用されなくなります。

男 性	<b>合計保険料</b> 〈単位:円〉			
		内訳		
契約日 満年齢	介護重点保障プラン	定期保険	介護保障 定期保険特約	軽度介護 保障特約
		500万円	400万円	100万円
20歳	22,935	10,875	10,348	1,712
21歳	23,154	10,990	10,440	1,724
22歳	23,378	11,110	10,532	1,736
23歳	23,657	11,225	10,672	1,760
24歳	23,876	11,340	10,764	1,772
25歳	24,154	11,455	10,904	1,795
26歳	24,481	11,630	11,044	1,807
27歳	24,864	11,805	11,228	1,831
28歳	25,305	12,035	11,416	1,854
29歳	25,796	12,270	11,648	1,878
30歳	26,397	12,560	11,924	1,913
31歳	26,991	12,850	12,204	1,937
32歳	27,755	13,255	12,528	1,972
33歳	28,580	13,660	12,900	2,020
34歳 35歳	29,544	14,125	13,364	2,055
35歳36歳	30,631 31,862	14,645	13,872	2,114
37歳	33,213	15,225 15,865	14,476 15,128	2,161 2,220
38歳	34,744	16,560	15,126	2,268
39歳	36,389	17,370	16,704	2,315
40歳	38,143	18,185	17,584	2,374
41歳	40,163	19,170	18,560	2,433
42歳	42,239	20,155	19,580	2,504
43歳	44,531	21,260	20,696	2,575
44歳	47,032	22,475	21,900	2,657
45歳	49,714	23,750	23,200	2,764
46歳	52,722	25,200	24,640	2,882
47歳	55,878	26,710	26,168	3,000
48歳	59,268	28,335	27,792	3,141
49歳	63,344	30,130	29,836	3,378
50歳	68,025	32,105	32,200	3,720
51歳	73,451	34,250	35,032	4,169
52歳	79,586	36,570	38,280	4,736
53歳	86,617	39,180	42,040	5,397
54歳	94,389	42,080	46,168	6,141
55歳	102,902	45,210	50,760	6,932
56歳	112,098	48,575	55,728	7,795
57歳	122,384	52,290	61,296	8,798
58歳 59歳	133,698 145,961	56,230	67,512 74,288	9,956 11,208
60歳	159,466	60,465 65,165	81,712	12,589
61歳	174,132	70,270	89,784	14,078
62歳	190,489	75,950	98,784	15,755
63歳	208,921	82,330	108,900	17,691
64歳	229,844	89,465	120,456	19,923
65歳	253,914	97,645	133,724	22,545
66歳	281,009	106,810	148,760	25,439
67歳	311,766	117,420	165,600	28,746
68歳	346,917	129,720	184,672	32,525
69歳	387,036	144,045	206,156	36,835
70歳	432,584	160,575	230,284	41,725
71歳	484,391	179,480	257,612	47,299
72歳	542,515	200,940	288,052	53,523
73歳	606,838	225,185	321,552	60,101
74歳	679,319	252,560	359,088	67,671
75歳	760,272	283,185	400,712	76,375

女性	合計保険料〈単位:円〉

		内訳		
契約日 満年齢	介護重点保障プラン	定期保険	介護保障 定期保険特約	軽度介護 保障特約
		500万円	400万円	100万円
20歳	18,933	9,080	8,400	1,453
21歳	19,262	9,250	8,536	1,476
22歳	19,534	9,370	8,676	1,488
23歳	19,820	9,540	8,768	1,512
24歳	20,206	9,715	8,956	1,535
25歳	20,605	9,950	9,096	1,559
26歳	20,983	10,120	9,280	1,583
27歳	21,437	10,355	9,464	1,618
28歳	21,994	10,645	9,696	1,653
29歳	22,480	10,875	9,928	1,677
30歳	23,097	11,165	10,208	1,724
31歳	23,703	11,455	10,488	1,760
32歳	24,376	11,745	10,812	1,819
33歳	25,097	12,095	11,136	1,866
34歳	25,929	12,440	11,552	1,937
35歳	26,814	12,790	12,016	2,008
36歳	27,710	13,140	12,480	2,090
37歳	28,802 29,954	13,545 14,010	13,084 13,688	2,173 2,256
39歳	31,264	14,010	14,384	2,250
40歳	32,694	15,110	15,128	2,350
41歳	34,241	15,750	15,126	2,575
42歳	35,957	16,445	16,796	2,716
43歳	37,734	17,140	17,724	2,870
44歳	39,570	17,895	18,652	3,023
45歳	41,522	18,705	19,628	3,189
46歳	43,450	19,520	20,600	3,330
47歳	45,354	20,270	21,624	3,460
48歳	47,283	21,085	22,596	3,602
49歳	49,326	21,895	23,664	3,767
50歳	51,545	22,765	24,824	3,956
51歳	53,892	23,635	26,076	4,181
52歳	56,473	24,620	27,424	4,429
53歳	59,249	25,665	28,860	4,724
54歳	62,376	26,710	30,576	5,090
55歳	65,865	27,810	32,528	5,527
56歳	69,785	29,030	34,708	6,047
57歳	74,317	30,305	37,304	6,708
58歳	79,766	31,815	40,416	7,535
59歳	86,047	33,440	44,080	8,527
60歳	93,411	35,295	48,396	9,720
61歳	101,970	37,440	53,452	11,078
62歳	112,083	39,935	59,440	12,708
63歳 64歳	123,995 138,025	42,835	66,492 74,704	14,668 17,006
65歳	154,544	46,315 50,315	84,400	19,829
66歳	172,930	54,840	95,120	22,970
67歳	194,342	60,060	107,556	26,726
68歳	218,981	66,090	121,984	30,907
69歳	247,630	73,050	138,784	35,796
70歳	280,859	81,170	158,224	41,465
71歳	318,607	90,570	180,124	47,913
72歳	361,852	101,470	205,088	55,294
73歳	410,226	114,060	233,112	63,054
74歳	465,338	128,615	265,036	71,687
75歳	528,037	145,495	301,136	81,406

#### 健康告知 ~お申込み前に必ずご確認ください~

#### ②以下の質問事項◆◆のにつきまして(該当の特約をお申込みの場合は、⑥◆を含む)

- すべて「いいえ」の場合 ── お申し込みいただけます
- ※質問事項がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業・過去の給付金の支払情報などによってはお引受けできないことがあります。
- ひとつでも「はい」の場合 → お申し込みいただけません〈注〉

以下の疾患は告知の対象外です。

(1)

(3)

15

アトピー性皮ふ炎・アレルギー性鼻炎(花粉症を含みます)・水虫・たむし・外耳炎・虫歯

#### 質問事項

## 過去5年以内に、下表の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。

※高血圧症については、治療中の場合でも直近の血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。

心臓・血管・血圧	高血圧症 不整脈 狭心症 心筋こうそく 心筋症 先天性心臓病 心臓弁膜症 動脈瘤(脳・大動脈) 動脈閉塞症(内頸・腎臓・下肢)
脳•精神•神経	脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血) うつ病 統合失調症 自律神経失調症 神経症 てんかん パーキンソン病 アルコール依存症 薬物依存症 知的障がい 認知症 軽度認知障がい(MCI)
肺•気管支	ぜんそく COPD(慢性閉塞性肺疾患:慢性気管支炎・肺気腫) 好酸球性肺炎 間質性肺炎
胃腸	かいよう性大腸炎 クローン病
肝臓	肝炎(肝炎ウイルス感染を含みます) 肝硬変
腎臓	腎炎 ネフローゼ 腎不全
目	緑内障 網膜色素変性症 網膜中心動脈閉塞症(網膜動脈閉塞症) 黄斑変性症
がん・しゅよう	がん(上皮内がんを含みます) 高度異形成 肉腫 白血病 しゅよう(脳・肺・肝臓・すい臓・腎臓・卵巣) ポリープ
右記に かかげる病気	リウマチ・こうげん病 糖尿病 紫斑病 甲状腺機能低下症 橋本病 筋ジストロフィー 乳腺症 好酸球性副鼻腔炎

② 過去3か月以内に、医師より、検査・治療・入院・手術をすすめられたことがあり、すすめられた検査・治療・入院・手術について、現在までにうけていない検査・治療・入院・手術がありますか。

過去2年以内に、健康診断・人間ドックをうけた場合で、下表の項目について、要再検査・要精密 検査・要治療のいずれかを指摘されたことがありますか。

- ※ただし、その後の再検査・精密検査の結果、医師より「異常なし」と言われた場合は、「いいえ」になります。
- ※血圧測定の異常指摘については、治療中の場合でも血圧値が「最大140/最小90mmHg未満」の場合には「いいえ」になります。
  ※脂質異常症については、治療中の場合でもLDLコレステロールが「190mg/dl未満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合には「いいえ」になります。
- ※健康診断・人間ドックとは健康維持・病気の早期発見のための診察・検査をいいます(例:企業・学校が行う定期健康診断、採用時健康診断、自治体が行う検診、自発的に受診した「定期健康診断」「がん検診」「PET検診」))。

臓器 脳 甲状腺 心臓 肺 食道 胃腸 肝臓 胆のう すい臓 腎臓 前立腺 乳房 子宮 卵巣 検査 血圧測定 血液検査 尿検査 便検査 眼底検査 脳検査 内科診察

- **身体上、つぎのいずれかの障がいがありますか。** 
  - •視力の障がい(左右いずれか悪い方の矯正視力が0.3以下) •聴力・言語・そしゃく機能の障がい
  - ●背骨(脊柱)の変形や機能障がい、上下肢の機能障がい(手足のゆびの欠損を除きます)
- 〈注〉質問事項については、「はい」の場合でも健康状態を詳細に告知いただき、人間ドック成績表や健康診断結果通知書等を提出いただくことで、お引受けができる場合があります。詳細告知の方法などについては、お取扱いの募集代理店までお問い合わせください。
  - ※質問事項がすべて「いいえ」の場合でも、ご職業、過去の給付金の支払情報などによってはお引受けできない。ことがあります。
  - ※2025年4月現在の項目です。内容を変更する場合があります。

#### 質問事項

- (a)過去5年以内に、病気やケガで、7日間以上にわたり医師の診察・検査・治療・投薬、もしくは手術をうけたことがありますか。(帝王切開は含みません。)
- (b)過去3か月以内に、病気やケガで、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか。
- ①(a)(b)ともに、下表の病気やケガについては、条件に該当していれば「いいえ」になります。

	病気やケガ	「いいえ」となる場合(条件)
右の病気	高血圧症	直近の血圧値が「最大140/最小90mmト 未満」の場合
11 07/1/3 × (	脂質異常症	直近のLDLコレステロールが「190mg/dl 満」、中性脂肪が「400mg/dl未満」の場合
感染症	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)	完治して1か月以上経過する場合(ただし後遺症がなく、入院15日未満の場合また 入院していない場合に限ります。)
	かぜ(感冒)※ インフルエンザ おたふくかぜ みずぼうそう はしか 風しん 手足口病 急性胃腸炎	現在完治している場合
眼の病気	結膜炎 ものもらい(麦粒腫)	現在完治している場合
鼻の病気	急性鼻炎 慢性鼻炎 急性副鼻腔炎 慢性副鼻腔炎 蓄膿症 鼻茸 鼻中隔湾曲症	治療中でも「いいえ」になります
耳の病気	急性中耳炎	現在完治している場合
呼吸器の病気	急性へんとう炎 慢性へんとう炎 へんとう周囲炎 へんとう肥大 アデノイド肥大 急性肺炎 急性気管支炎	現在完治している場合
	急性食中毒	現在完治している場合
消化器の病気	虫垂炎 そけい・大腿・臍・腹壁瘢痕ヘルニア	現在完治している場合 (ただし、手術をうけた場合に限ります。)
女性の病気	子宮筋腫 子宮内膜症 卵巣のう腫	3週間以上の入院治療がない場合
妊娠•分娩	正常分娩	分娩後1か月以上経過した場合
皮ふの病気	ガングリオン 良性のイボ 粉瘤(アテローム)	治療中でも「いいえ」になります
反がの例え	皮ふ炎 湿疹 帯状ほうしん	現在完治している場合
運動器の病気	手根管症候群 肘部管症候群 腱鞘炎 バネ指 椎間板ヘルニア(頸椎・胸椎・腰椎) 変形性関節症(膝・股関節)	治療中でも「いいえ」になります
ケガ	四肢関節ねんざ 頸椎ねんざ(むち打ち症) 半月板損傷 じん帯損傷・腱損傷 肩鎖関節・四肢関節の脱臼 手ゆび・足ゆび・肩甲骨・鎖骨・肋骨・四肢骨・胸骨の骨折	現在完治している場合
	やけど	現在完治している場合 (ただし、入院治療がない場合に限ります。

※診断名「かぜ」(感冒)に限り、医師からの投薬の途中で症状がなくなり、通院を終了した場合は、「完治」とみなします。

がん保障定期保険特約をお申込みの方のみ告知ください。 今までに、がん(上皮内がんを含みます)、高度異形成(子宮頸部、

今までに、がん(上皮内がんを含みます)、高度異形成(子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部に限ります)、 肉腫、白血病と診断されたことがありますか。

#### 介護保障定期保険特約・軽度介護保障特約をお申込みの方のみ告知ください。

- 今までに、公的介護保険制度における「要介護・要支援」の認定を申請したことがありますか。
- ◆今までに、認知症(認知症のうたがいを含みます)、軽度認知障がい(MCI)と診断されたことがありますか。
- ●過去2年以内に病院または診療所などの医療機関において、認知機能に関する検査をうけたことがありますか。

**(7)** 

## 法人契約のお取扱内容について

保険種類	<b>定期保険</b> (主契約)	がん保障定期保険特約	介護保障定期保険特約	軽度介護保障特約 *1
保険金額 ※主契約の保険金額、 特約の保険金額・ 特約基準金額の合計で 300万円未満は、 お取扱いできません。	100 ~ 4,000万円 *2 (100万円単位)	100 ~ 2,000万円 *3 (100万円単位) (既加入を通算して 最高2,000万円)	100 ~ 500万円 (100万円単位) ※軽度介護保障特約を 付加した場合、 400万円が限度です。 (認知症診断給付金:20%) (既加入を通算して 最高500万円)	特約基準金額 100万円 (認知障害給付金:5万円 要支援給付金:20万円 軽度介護給付金:100万円) (既加入を通算して 最高300万円)
<b>契約年齢範囲</b> (被保険者) *4		15 ~ 70歳	20 ~ 75歳	10年:20 ~ 75歳 20年:20 ~ 49歳
<b>保険期間</b> 〔=保険料払込期間〕	10√20年 ※保険期間満了時の年齢が 85歳以下に限ります。	主契約と同一	主契約と同一	主契約と同一
保険料払込方法 *5	口座振替月払/口座振	替年払		
最低保険料	<b>最低保険料</b> <ul><li>●□座振替月払 1,000円 ※特約を付加する場合は、特約保険料を含みます。</li><li>●□座振替年払 制限なし</li></ul>		ਰ <b>ਂ</b>	
引受選択	告知書扱/詳細告知書	持扱 *6		
法人契約における 特別のお取扱い	●被保険者は法人の経営者(代表者・役員)・従業員に限ります。また、死亡保険金受取人は、法人のみご指定いただけます。 ●保険期間(=保険料払込期間)30年は、お取扱いできません。 ●指定代理請求特約は付加できません。 ●法人を保険契約者とする保険契約の場合は、ご契約のお申込みの撤回等はできません。 ●第1回保険料について、振込みのお取扱いができます。			

- \*1 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ、付加できます。
- \*2 死亡保障(定期保険、がん保障定期保険特約および介護保障定期保険特約)の合計保険金額は、年齢による制限があります。
- \*3 がん保障定期保険特約の最高保険金額は、年齢による制限があります。

#### 【 死亡保障の合計保険金額制限 】\*2

#### 【 がん保障定期保険特約の最高保険金額制限 】\*3

契約年齢	合計保険金額
15~45歳	4,000万円
46~75歳	1,200万円

契約年齢	最高保険金額
15~45歳	2,000万円
46~70歳	1,000万円

- \*4 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。
- \*5 第1回保険料については振込みのお取扱いが可能です。なお、振込みを選択した場合の契約日は、以下のとおりです。 月払:責任開始の日(申込日・告知日・第1回保険料(充当金)着金日のいずれか遅い日)の翌月1日 年払:責任開始の日(申込日・告知日・第1回保険料(充当金)着金日のいずれか遅い日)
- \*6 告知書扱について告知事項に該当する場合、健康状態を詳細に告知いただき、人間ドック成績表や健康診断結果 通知書等を提出いただくことで、お引受けができる場合があります。詳細告知の方法などについては、お取扱い の募集代理店までお問い合わせください。

※被保険者がすでに当社の保険商品に加入されている場合など、ご加入いただけないことがあります。

## 所定の高度障害状態について

高度障害保険金などのお支払対象となる所定の高度障害状態は、つぎのとおりです。くわしくは、 『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

#### 所定の高度障害状態

つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 保険料払込の免除について

被保険者が責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料(主契約および特約)のお払込みが免除されます。

所定の身体障害の状態は、つぎのとおりです。くわしくは、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

#### 所定の身体障害の状態

つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1 手の5 手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4 手指を失ったもの
- (7) 10 手指の用を全く永久に失ったもの
- (8) 10足指を失ったもの

## ご契約の自動更新について

所定の要件をみたした場合、健康状態にかかわらず、更新後の保険期間満了日の翌日における被保険 者の年齢が、定期保険は100歳まで、がん保障定期保険特約、介護保障定期保険特約および軽度介護保 障特約は85歳まで、お客さまのニーズに応じ、更新することができます。



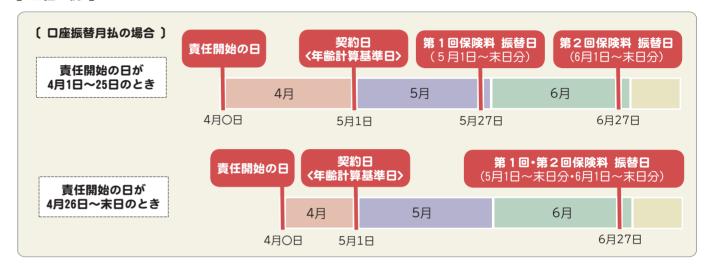
- ●保険契約者宛てに、更新日の3か月前に「更新回答書」のついた「更新のご案内」を送付いたします。保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- ●更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。したがって、 更新後の保険料は、更新前と異なります。
- ●更新後の保険金額・保険期間は、更新前と同一となります。ただし、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。
- また、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で保険金額を減額・保険期間を短縮して更新することができます。
- ●特別な条件(保険料の割増、保険金・給付金の削減)が適用されているご契約については、更新のお取扱いができない場合があります。

## 保障の開始(責任開始期)・保険料の振替日などについて

※責任開始期に関する特約を付加する場合のお取扱いの記載となります。

お申し込みいただいたご契約のお引受けをフコクしんらい生命が承諾した場合には、「フコクしんらい生命(募集代理店を含みます)がお申込みを受けた時(申込書を受領した時)」または「被保険者に関する告知の時」のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。

#### 【 日程の例 】



#### 【 日程のご説明 】

責任開始の日 「お申込みを受けた日(申込書受領日)」または「被保険者に関する告知日」( 責任開始期の属する日) いずれか遅い日	
契約日 〈 年齢計算基準日 〉	<ul><li>□□座振替月払の場合 : 責任開始の日の翌月1日</li><li>□□座振替年払の場合 : 責任開始の日</li></ul>
第1回保険料の振替日*1	●責任開始の日が1日から25日*2の場合 : 責任開始の日の翌月27日 ●責任開始の日が上記以外の日の場合 : 責任開始の日の翌々月27日*3
2回目以降の保険料の振替日*1	●□座振替月払の場合 : 毎月27日 ●□座振替年払の場合 : 契約日の属する月と同月27日

- \*1 振替日は、金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。
- \*2 25日が当社の休業日のときは、前営業日となります。
- \*3 口座振替月払のときは、第2回保険料とあわせて2か月分の保険料の口座振替を行います。

## 〈第1回保険料の払込方法に「振込」を選択された場合〉

法人契約では第1回保険料については「振込」のお取扱いが可能です。「振込」を選択された場合は以下のとおりです。

責任開始の日 (責任開始期の属する日)	「申込日」、「被保険者に関する告知日」または「第1回保険料(充当金)着金日」の いずれか遅い日
契約日 〈年齢計算基準日 〉	<ul><li>□□座振替月払の場合 : 責任開始の日の翌月1日</li><li>□□座振替年払の場合 : 責任開始の日</li></ul>
2回目以降の保険料の振替日*	<ul><li>□□座振替月払の場合 : 契約日の属する月の翌月27日、以後毎月27日</li><li>□□座振替年払の場合 : 契約日の属する月と同月27日</li></ul>

<sup>\*</sup> 振替日は、金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。

## 解約返戻金について

解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。 特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。 なお、介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。

## **が取引き信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ**

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎのいずれかに該当するお客さま\*1が保険契約者\*2になる場合は、お取扱いできる金額に制限があります。

- ① 事業性ローンをご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま
- ② 事業性ローンをご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めの会員のお客さま
- ③ 事業性ローンをご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま

当該信用金庫では、保険契約者一人あたり通算で以下の金額までご契約いただけます。

- ●死亡保険金額**1,000**万円 (がん保障定期保険特約、介護保障定期保険特約を付加した場合は特約死亡保険金額を含みます。)
- ●認知症診断給付金(介護保障定期保険特約を付加した場合)と認知障害給付金(軽度介護保障特約を付加した場合)の金額を合算して**100**万円
- ●軽度介護給付金(軽度介護保障特約を付加した場合)の金額100万円
- \*1 ご利用状況を別途確認させていただきます。
- \*2 被保険者についても別途加入制限される場合がありますので、詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。
- ※①②について、本書面の裏面「募集代理店」欄に記載の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけません。
- ※詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

## ご確認ください

- ◆ 本商品は、フコクしんらい生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。 したがって、預金保険制度の対象外となります。(保険契約者保護制度の対象となります。)
- ◆ 本商品にご加入いただくか否かが、募集代理店(信用金庫)とお客さまとの他の取引に影響を与えることはありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては、募集代理店(信用金庫)で生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 募集代理店(信用金庫)の保険募集指針および相談窓口については募集代理店(信用金庫)にご確認ください。
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険金額、解約返戻金額などが削減されることがあります。
- フコクしんらい生命は生命保険契約者保護機構の会員です。生命保険契約者保護機構につきましては、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- 生命保険募集人(信用金庫の担当者)は、お客さまとフコクしんらい生命との保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対してフコクしんらい生命が承諾したときに有効に成立します。

担当者(募集代理店である信用金庫の生命保険募集人)の権限などに関する照会先

フコクしんらい生命保険株式会社 お客さまサービス室 TEL:0120-700-651(通話料無料) 受付時間 9:00~18:00(土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- 当パンフレットは2025年1月現在の税制および公的保障制度にもとづいて作成しています。
- その他にもご注意いただきたい事項がございますので、本商品のご検討・お申込みに際しては、必ず重要事項を 説明した書面である『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』をご確認ください。

## 保障についてご留意いただきたいこと

#### 主契約•特約共通

●契約者配当金、入院給付金や手術給付金はありません。

#### 定期保険(主契約)について

●死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅しますので、以後の死亡保険金および高度障害保険金はお支払対象外となります。

#### がん保障定期保険特約について

- ●特約がん保険金、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、がん保障定期保険特約は消滅しますので、以後の特約がん保険金、特約死亡保険金および特約高度障害保険金はお支払対象外となります。
- 「上皮内がん」「皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」は、特約がん保険金のお支払対象とはなりません。特約がん保険金のお支払対象となる「がん」については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- ●がん保障定期保険特約の責任開始期以後90日以内に「乳がん」と診断確定されても、特約がん保険金のお支払いはいたしません。

#### 介護保障定期保険特約について

- ●介護保険金、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の認知症診断給付金、介護保険金、特約死亡保険金および特約高度障害保険金はお支払対象外となります。
- ●認知症診断給付金のお支払対象となる「認知症」およびその診断確定の方法については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- ●認知症給付の責任開始日(介護保障定期保険特約の 責任開始期からその日を含めて90日を経過した 日の翌日)の前日までに認知症と診断確定されて も、認知症診断給付金のお支払いはいたしません。

【介護保険金のお支払いにより、特約が消滅した場合のイメージ】



●認知症診断給付金のお支払いは、1回のみです。認知症診断給付金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約を更新されても、認知症診断給付金の再度のお支払いはいたしません。

#### 軽度介護保障特約について

●軽度介護給付金をお支払いした場合または被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の認知障害給付金、要支援給付金および軽度介護給付金はお支払対象外となります。

【要支援給付金のお支払後、軽度介護給付金のお支払いにより、特約が消滅した場合のイメージ】



- ●認知障害給付金のお支払対象となる「認知障害」(「軽度認知障害」および「認知症」)ならびにその診断確定の方法については、『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。
- ■認知障害給付の責任開始日(軽度介護保障特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日) の前日までに認知障害と診断確定されても、認知障害給付金のお支払いはいたしません。
- ●認知障害給付金のお支払いは、1回のみです。認知障害給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約を更新されても、認知障害給付金の再度のお支払いはいたしません。
- ●要支援給付金のお支払いは、1回のみです。要支援給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約を更新されても、要支援給付金の再度のお支払いはいたしません。軽度介護保障特約を更新されたときも含め、軽度介護給付金のお支払金額は、特約基準金額の80%となります。
- ●被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約に責任準備金(将来の給付をお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるもの)があるときは、これと同額の返戻金をお支払いします。

お支払事由、保険金等をお支払いできない場合について、『契約締結前交付書面(ご契約の概要・注意喚起情報)』『ご契約のしおり・約款』もご確認ください。

### 公的介護保険の対象外の方などにも介護に関する保障

介護保障定期保険特約の介護保険金は、公的介護保険の要介護2以上の認定により お支払いしますが、さらに、当社が定める所定の状態でもお支払いします。

また、**軽度介護保障特約の軽度介護給付金**も、公的介護保険の要介護1以上の認定によりお支払いしますが、さらに、**当社が定める所定の状態でもお支払い**します。

※軽度介護給付金は、所定の高度障害状態に該当したときにもお支払いします。

当社が定める所定の状態による介護保障により、公的介護保険について対象外の方(39歳以下の方)や特定の原因によるもののみ対象となる方(40~64歳の方)であっても、介護を要する状態などに備えることができます。

#### <u>介護保険金</u>をお支払いする所定の状態とは

被保険者がつぎのいずれかに該当したことが、 医師によって診断確定されたとき

- ①「認知症による要介護状態」に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して 継続して90日あること
- ②「寝たきりによる要介護状態」に該当し、 その要介護状態が、該当した日から起算し て継続して180日あること

#### <u>軽度介護給付金</u>をお支払いする所定の状態とは

被保険者がつぎのいずれかに該当したことが、 医師によって診断確定されたとき

- ①「認知症による要介護状態」に該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して 継続して90日あること
- ②「<u>日常生活動作における</u>要介護状態」に 該当し、その要介護状態が、該当した日から起算して継続して**180日**あること

●「認知症による要介護状態」

医師の資格をもつ者により認知症と診断確定され、意識障害のない状態において、見当識障害\*があり、かつ、他人の介護を必要とする状態

- \*見当識障害とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。
- ・時間の見当識障害:常時、季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない
- ・場所の見当識障害:今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない
- •人物の見当識障害:日頃接している周囲の人の認識ができない

#### ● 「寝たきりによる要介護状態」

常時寝たきり状態で、つぎの(1)および(2)に該当して他人の介護を要する状態

- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと
- (2) つぎの①から④のうち2項目以上に該当すること
  - ① 衣服の着脱が自分ではできない
  - ② 入浴が自分ではできない
  - ③ 食物の摂取が自分ではできない
  - ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

#### ●「日常生活動作における要介護状態」

- つぎの(1)~(5)のいずれかに該当して他人の介護を要する状態
- (1) ベッド周辺の歩行が自分ではできない
- (2) 衣服の着脱が自分ではできない
- (3) 入浴が自分ではできない
- (4) 食物の摂取が自分ではできない
- (5) 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない

## 公的保障制度について

ご自身の望む人生を実現するには、必要な備えを正しく理解することが大切です。ここでは、必要な備えを 理解するもとになる公的保障について説明します。また、リスクへの「備え」の基本は公的保障です。 そして、公的保障で不足する部分に備え、補完するのが生命保険の役割です。

## 老後資金不足のとき

▶老後の生活を守るための公的保障として「老齢年金」があります。

#### 老齢基礎年金

国民年金の保険料納付済期間(免除期間などを含む)が原則10年以上ある方に65歳から支給されます。国民年 金に40年加入し、全期間が保険料納付済期間である場合、65歳から満額が支給されます。ただし、保険料納付 済期間が40年未満の場合は減額されます。

#### 老齢厚生年金

老齢基礎年金に上乗せして、原則65歳から支給されます。

年金額は、平均標準報酬月額\*1、平均標準報酬額\*2、加入期間にもとづいて計算されます。

#### 特別支給の老齢厚生年金

厚生年金加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間をみたしている方で、女性であれば生年月日 が昭和41年4月1日までの方、男性(女性でも公務員などの期間がある方)であれば、生年月日が昭和36年4月1日 までの方が対象となります。特別支給の老齢厚生年金の金額は、平均標準報酬月額\*1、平均標準報酬額\*2、 加入期間にもとづいて計算された年金額が、生年月日により開始年齢が決まっている年齢から65歳になるまでの間、 支給されます。

- \*1 平均標準報酬月額は、2003年3月以前の厚生年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額を再評価率で修正した後の平均額です。
- \*2 平均標準報酬額は、2003年4月以後の厚牛年金の被保険者期間のすべての標準報酬月額と標準賞与額を再評価率で修正した後の合算した 平均額です。

## ご自身が将来受け取れる公的年金額を、 厚生労働省の「公的年金シミュレーター」で試算してみましょう!!



「働き方・暮らし方」の変化に応じて 将来受け取る年金額を試算できる





https://www.mhlw.go.jp/stf/kouteki\_nenkin\_simulator.html

出典:厚生労働省「公的年金シミュレーター使い方ホームページ」をもとに当社作成

就業不能のとき

▶働けなくなったときのその後の生活を守る公的保障として 「傷病手当金」や「障害年金」があります。

2025年1月現在のものであり、将来変更される可能性があります。

#### 傷病手当金

病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気やケガのために会社を休み、 事業主から報酬が受けられない場合に支給される制度です。休業が3日以上継続すると4日目から支給の対象と なり、1日について標準報酬日額相当\*1の3分の2の手当てが通算で1年6か月支給されます。

※本資料は公的保障制度の概略を説明しています。詳細につきましては所轄の官公署、専門家等にご確認ください。

※本資料に記載されている公的年金・公的医療保険制度・公的介護保険制度等に関する記載やその他の制度、数値は

#### 障害基礎年金

障害等級1級・2級と認定された被保険者に対して支給されます。受給権がある方によって生計を維持され ている子\*2がいる場合、子の加算が支給されます。障害基礎年金の支給を受けるためには、初診日の属する 月の前々月までの被保険者期間のうち、3分の2以上保険料を納めていること等が必要です。

※障害認定日は初診日から起算して1年6か月を経過した日、またはそれ以前で症状が固定した日のいずれかです。 ※障害等級は、身体障害者手帳などの等級とは基準が異なります。

#### 障害厚生年金

厚生年金の被保険者期間中に初診日がある傷病で、障害認定日に障害等級1級から3級までの障がいの状態 にあるときに支給されます(ただし、保険料納付要件をみたす必要があります)。なお、障害等級1級から3級 に該当せず、一定の障がい状態にある場合、障害手当金が支給される場合もあります。障害厚生年金・障害手当金 の支給額は、平均標準報酬月額、平均標準報酬額、被保険者期間により異なります。

※障害厚生年金の障害等級の1級・2級は、障害基礎年金と共通、3級は厚生年金独自で定められています。

- \*1 直近の継続した12か月間の標準報酬月額の平均額の30分の1です。公務員などの場合、基準額の算定方法が異なるケースもあります。
- \*2「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

## 死亡のとき

▶「万一」のことがあったときに、

のこされた家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。

#### 遺族基礎年金

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者(妻または夫)」または「子」\*に支給されます。

#### 遺族厚生年金

遺族厚生年金を受けられる遺族は、亡くなった方に生計を維持されていた①配偶者・子、②父母、③孫、④祖父母 ですが、妻以外の遺族は、年齢要件があります。また、①の方に遺族厚生年金の受給権がある場合、②以下の遺族 に遺族厚生年金は支給されません。年金額は、亡くなった方の厚生年金の加入履歴をもとに計算した報酬比例の 年金額の4分の3相当額です。遺族が「子のある配偶者」または「子」の場合は、遺族厚生年金と遺族基礎年金が 支給され、子のいない30歳未満の妻に支給される遺族厚生年金は5年間の有期年金です。

#### 中高齢寡婦加算

一定の要件をみたした妻が受け取る遺族厚生年金には、65歳になるまでの間、中高齢寡婦加算額が加算されます。

#### 寡婦年金

亡くなった夫が一定の要件をみたし、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡当時のその夫に生計を 維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間、寡婦年金が支給されます。

\*「子」とは、18歳到達年度末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級の1級・2級に該当する障がいの状態にある未婚の子です。

## 4 要介護のとき

▶介護が必要になったときの公的保障として、介護サービスを受けることができる 「公的介護保険」があります。

公的介護保険は、所定の要介護(要支援)状態になった場合に、支給限度額内であれば、対象の介護サービスを 1割(一定以上の所得のある65歳以上の人は2割または3割)の自己負担で利用できる制度です。 満40歳以上の方が加入し、第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40~64歳)に区分されます。 第2号被保険者は、加齢にともなって生ずる特定の疾病による要介護(要支援)状態のみが保障の対象となります。

#### ●公的介護保険の受給対象

39歳以下の方	対象外	
40~64歳の方	加齢にともなって生ずる 特定の疾病を原因とするもの* <b>給付対象</b>	左記以外を原因とするもの (交通事故など) <b>給付対象外</b>
65歳以上の方	原因を問わず <b>給付対象</b>	

- \* ●がん(末期) ●関節リウマチ ●筋萎縮性側索硬化症 ●後縦靱帯骨化症 ●骨折を伴う骨粗鬆症
- ●初老期における認知症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ●脊髄小脳変性症
- ●脊柱管狭窄症 ●早老症 ●多系統萎縮症 ●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ●脳血管疾患
- ●閉塞性動脈硬化症 ●慢性閉塞性肺疾患 ●両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

#### ●要介護(要支援)認定の目安

要介護度	身体の状態例
要支援 1	日常生活の動作の一部(入浴・掃除など)に何らかの介助を必要とする
要支援 2	要介護1相当ではあるが、生活機能の維持改善の可能性が高い
要介護 1	日常生活の動作の一部や移動の動作などに何らかの介助を必要とする もの忘れおよび理解の一部低下がみられることがある
要介護 2	日常生活の動作、食事、排せつなどに何らかの介助や支えを必要とする もの忘れおよび直前の動作の理解に一部低下がみられる
要介護 3	日常生活の動作、食事、排せつなどに介助や支えを必要とする もの忘れおよび問題行動、理解の低下がみられる
要介護 4	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではほとんどできない 多くの問題行動や理解の低下がみられる
要介護 5	食事、排せつを含む日常生活全般がひとりではできない 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる

## 5 病気・ケガのとき

▶病気やケガで入院や手術をしたときの公的保障として、「公的医療保険」があります。

公的医療保険の対象となる診療は「保険診療」で、「先進医療」や「自由診療」は公的医療保険の対象外となります。

# 医療費 公的医療保険負担 1~3割自己負担

#### ●医療費の自己負担割合

小学校入学前	2割	
小学生以上70歳未満	3割	
70~74歳	2割 *1	
75歳以上	1割 *2	

- \*1 現役並み所得の場合は3割となります。
- \*2 一定以上の所得のある人は2割、現役並み所得の場合は3割となります。

#### ●自己負担限度額(70歳未満)

1か月あたりの自己負担額が限度額を上回った場合、<mark>高額療養費制度により超過分が支給</mark>されます。

	所得区分	自己負担限度額
1775	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <4回目以降:140,100円>
標準報	53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <4回目以降:93,000円>
酬月	28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <4回目以降:44,400円>
額	28万円未満	57,600円 <4回目以降:44,400円>
1	住民税非課税	35,400円 <4回目以降:24,600円>

※各自治体の補助などにより、実際の負担が軽減されている場合があります。

## 6 身体障がいのとき

▶身体障がい者へのさまざまな福祉制度のうち、原則自己負担1割でサービスが受けられる 「自立支援給付」があります。

市町村に申請し「障害支援区分(区分1~6)」等の認定を受け、利用します。

●自立支援給付の種類 ※自己負担は原則1割です(所得に応じた自己負担上限あり)。

障害福祉 サービス	障がい者の日常生活の支援をする「介護給付」と日常生活の向上や就労支援等を目的と する「訓練等給付」があります。
自立支援医療	障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する制度です。 (所得制限があります。)
補装具 義肢・装具・車いす等の購入を市町村に申請することによって支給されます。	

出典:全国社会福祉協議会「障害福祉サービスの利用について(2021年4月版)」

▶身体障害者福祉法で定める「身体障がい」とは、以下の身体の機能の障がいのことです。 障害部位ごとに1級から7級の「障害程度等級」が定められています。

6級以上の障がいに認定されると「身体障害者手帳」が交付されます。

認定される等級	
1~6級	
2~6級	
3・4級	
1~7級	
1・3・4級	
1・3・4級	
	1~6級 2~6級 3·4級 1~7級 1·3·4級

障害部位	認定される等級
呼吸器機能障害	1・3・4級
膀胱または直腸の機能障害	1・3・4級
小腸機能障害	1・3・4級
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害	1~4級
肝臓機能障害	1~4級

# 契約締結前交付書面 ご契約の概要 ~必ずお読みください~

- ●「ご契約の概要」(P 2 9 ~ 3 6)は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。<u>ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします</u>。
- ●「ご契約の概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しております。お支払事由の詳細や制限事項の詳細ならびに主な保険用語の説明などについては『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 引受保険会社の名称と住所など

- ◆名 称 フコクしんらい生命保険株式会社
- ◆住 所 〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 TEL 03-6731-2100 (代表) ホームページ https://www.fukokushinrai.co.jp

## 2 商品の特徴としくみ図

- ◆この商品の正式名称は、定期保険です。
- ◆この商品は、一定期間の万一の保障を確保できる、満期保険金のない定期保険を主契約とします。 定期保険には、取扱条件の範囲内で、がんの保障を特徴とするがん保障定期保険特約、認知症と介 護の保障を特徴とする介護保障定期保険特約と軽度介護保障特約を付加することができます。



主契約と各特約の保障内容については、3 保障内容をご覧ください。 取扱条件については、4 ご契約の取扱条件をご覧ください。 保険料については、保険設計書または『商品パンフレット』(保険料表)をご覧ください。

## 3 | 保障内容

#### 〈定期保険〉

	お支払いする場合	お支払いする金額
死亡保険金	被保険者が保険期間中にお亡くなりになられたと き	
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に、所定の高度障害状態* <sup>1</sup> になられたとき	定期保険の保険金額

#### 〈がん保障定期保険特約〉

特約がん保険金	被保険者が責任開始期以後、特約保険期間中に、 初めて*2所定の悪性新生物(がん)*1に罹患 し、医師により診断確定されたとき		
特約死亡保険金	被保険者が特約保険期間中にお亡くなりになられ たとき	がん保障定期保険特約 の特約保険金額	
特約高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、所定の高度障害状態*1になられたとき		

#### 〈介護保障定期保険特約〉

認知症診断給付金	被保険者が認知症給付の責任開始日*3以後、特約保険期間中に、初めて所定の認知症*1に罹患していると診断確定されたとき	介護保障定期保険特約 の特約保険金額の20%
介護保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原 因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの 事由に該当したとき	
	(1) 公的介護保険制度の要介護認定を受け要介護2以上に該当していると認定されたとき (2) 所定の要介護状態*1に該当したとき	介護保障定期保険特約
特約死亡保険金	被保険者が特約保険期間中にお亡くなりになられたとき	の特約保険金額
特約高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、所定の高度障害状態* <sup>1</sup> になられたとき	

#### 〈軽度介護保障特約〉

	お支払いする場合	お支払いする金額
認知障害給付金	被保険者が認知障害給付の責任開始日*4以後、特 約保険期間中に、初めて所定の認知障害(認知 症、軽度認知障害)*1と診断確定されたとき	軽度介護保障特約の 特約基準金額の5%
要支援給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、公的介護保険制度の要支援1または要支援2に該当していると認定されたとき	軽度介護保障特約の 特約基準金額の20%
軽度介護給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、特約保険期間中に、つぎのいずれかの事由に該当したとき  (1)公的介護保険制度の要介護1以上に該当していると認定されたとき  (2)所定の要介護状態または所定の高度障害状態*1に該当したとき	軽度介護保障特約の 特約基準金額の100% (要支援給付金お支払後) は特約基準金額の80%)
生存給付金 (生存給付金特則を) 付加した場合	被保険者が2年ごとの契約応当日の前日の満了時 または特約保険期間の満了時に生存しているとき	軽度介護保障特約 の生存給付金額

- \*1 くわしくは、**『ご契約のしおり・約款』**をご確認ください。
- \*2 責任開始期前の期間も通じて初めてとします。
- \*3 認知症給付の責任開始日は、介護保障定期保険特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。
- \*4 認知障害給付の責任開始日は、軽度介護保障特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日です。
- ※死亡保険金、高度障害保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- ※特約がん保険金のお支払対象に、「上皮内がん」「皮膚がん(悪性黒色腫を除く)」は含みません。
- ※がん保障定期保険特約の責任開始期以後90日以内に「乳がん」と診断確定されても特約がん保険金のお支払いはいたしません。
- ※特約がん保険金のお支払いは1回のみです。特約がん保険金をお支払いした場合、がん保障定期保険特約は消滅しますので、以後のがん保障定期保険特約の特約死亡保険金、特約高度障害保険金はお支払対象外となります。
- ※介護保険金のお支払いは1回のみです。介護保険金をお支払いした場合、介護保障定期保険特約は消滅しますので、以後の介護保障定期保険特約の特約死亡保険金、特約高度障害保険金、認知症診断給付金はお支払対象外となります。
- ※認知症給付の責任開始日の前日までに所定の認知症に罹患していると診断確定されても認知症診断給付金のお支払いはいたしません。
- ※軽度介護給付金のお支払いは1回のみです。軽度介護給付金をお支払いした場合、軽度介護保障特約は消滅しますので、以後の 軽度介護保障特約の認知障害給付金、要支援給付金、生存給付金(生存給付金特則を付加した場合)はお支払対象外となります。
- ※認知障害給付の責任開始日の前日までに所定の認知障害と診断確定されても認知障害給付金のお支払いはいたしません。
- ※認知症診断給付金、認知障害給付金、要支援給付金のお支払いはそれぞれ1回のみです。お支払いした場合、特約が更新されて も再度お支払いはいたしません。
- ※軽度介護保障特約を付加したご契約につきましては、被保険者が死亡した場合、軽度介護保障特約の責任準備金を保険契約者へ お支払いします。ただし、主契約の死亡保険金をお支払いする場合は、その受取人にお支払いします。
- ※法人契約の場合、生存給付金特則のお取扱いはありません。

#### 〈保険料払込免除〉

被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して 180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。



所定の身体障害の状態については、**『ご契約のしおり・約款』普通保険約款「別表4 対象となる身体 障害の状態」**をご覧ください。

## 4 ご契約の取扱条件

#### 定期保険(主契約)

保険期間・保険料払込期間*1	10年、20年、30年 ※保険期間満了時の年齢が85歳以下に限ります
保険料払込方法*2	□座振替月払/□座振替年払
最低保険料	□座振替月払 1,000円 ※特約を付加する場合は、特約保険料を含みます ※□座振替年払は最低保険料の制限はありません
引受選択	告知書扱/詳細告知書扱*3
契約年齡範囲(被保険者)*4	15~75歳
最低保険金額	100万円 ※特約付加の有無により異なります
最高保険金額	15~45歳:4,000万円 46~75歳:1,200万円
保険金額の単位	100万円

#### がん保障定期保険特約

保険期間・保険料払込期間	主契約と同じ
契約年齢範囲(被保険者)*4	15~70歳
最低特約保険金額	100万円
最高特約保険金額	15~45歳:2,000万円 46~70歳:1,000万円
特約保険金額の単位	100万円

#### 介護保障定期保険特約

保険期間・保険料払込期間	主契約と同じ	
契約年齡範囲(被保険者)*4	20~75歳	
最低特約保険金額	100万円	
最高特約保険金額	500万円 ※軽度介護保障特約を付加した場合、400万円	
特約保険金額の単位	100万円	
認知症診断給付金倍率	20%	

#### 軽度介護保障特約\*5

保険期間・保険料払込期間	主契約と同じ
契約年齡範囲(被保険者)*4	20~75歳*6
特約基準金額	100万円
生存給付金額*7*8	1万円、3万円、5万円

#### 死亡保障の最高保険金額

(定期保険・がん保障定期保険特約・介護保障定期保険特約の(特約)保険金額の合計)

契約年齡範囲(被保険者)*4	合計保険金額
15~45歳	4,000万円
46~75歳	1,200万円

#### 最低保険金額

定期保険・がん保障定期保険特約・介護保障定期保険特約の(特約)保険金額、軽度介護保障 特約の特約基準金額の合計が、300万円未満はお取扱いできません。

- \*1 法人契約の場合、保険期間・保険料払込期間30年はお取扱いできません。
- \*2 法人契約の場合、第1回保険料については振込みのお取扱いが可能です。
- \*3 詳細告知の方法などについては、お取扱いの募集代理店までお問い合わせください。
- \*4 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。
- \*5 軽度介護保障特約は、介護保障定期保険特約を付加した場合のみ付加できます。
- \*6 法人契約の場合、契約年齢範囲(被保険者)が異なります。【保険期間】10年:20~75歳 20年:20~49歳
- \*7 生存給付金特則を付加した場合のみ、生存給付金をお支払いします。
- \*8 法人契約の場合、生存給付金特則のお取扱いはありません。

※被保険者がすでに当社の保険商品に加入されている場合など、ご加入いただけないことがあります。

## 5 │ ご契約の自動更新について

- ◆保険契約者宛てに、<u>更新日の3か月前に</u>「更新回答書」のついた「更新のご案内」を送付いたします。保険契約者から保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申出がないかぎり、この商品は、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- ◆<u>更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。</u>したがって、<u>更</u> 新後の保険料は、更新前と異なります。
- ◆更新後の保険金額・保険期間は、更新前と同一となります。ただし、当社所定の範囲内で保険期間を変更することがあります。
- また、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者からお申出があれば、当社所定の範囲内で保 険金額を減額・保険期間を短縮して更新することができます。
- ◆生存給付金特則が付加された軽度介護保障特約について、保険料のお払込みが免除された場合、 更新後の生存給付金のお支払いはありません。 保険料のお払込みが免除された場合、軽度介護 保障特約の生存給付金特則は更新されません。)
- ◆更新後の保険期間満了日の翌日における被保険者の年齢が当社所定の範囲をこえる場合には、更 新のお取扱いをいたしません。
- ◆特別な条件(保険料の割増、保険金・給付金の削減)が適用されているご契約については、更新のお取扱いができない場合があります。

## 6 契約者配当金について

この商品は無配当の商品です。したがって、契約者配当金はありません。

## 7 解約返戻金について

- ◆お払い込みいただいた保険料は預金と異なり、一部は死亡保険金などのお支払いやご契約の締結・維持にかかる諸費用にあてられます。特にこの商品は保障に重点をおいた保険ですので、<u>解</u>約された場合の解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ◆解約返戻金額は、年齢・性別・保険料払込期間などによって異なります。
- ◆解約返戻金額は生命保険証券に例示しています。
- ◆介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。
- ◆責任開始期に関する特約を付加した場合、第1回保険料の払込前の主契約および特約には解約返 戻金はありません。

## 8 | 指定代理請求特約について

- ◆ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金等について、被保険者ご自身が請求できない「特別な事情」※があるときに、指定代理請求人が保険金等の代理請求をすることができます。また、指定代理請求人が保険金等を代理請求できない場合でも、請求時において所定の要件に該当する方(代理請求人)が保険金等の代理請求をすることができます。
- ※「特別な事情」とは、被保険者ご自身が保険金等を請求できないつぎのような事情があると当社が認め た場合をいいます。
  - ・被保険者が、心神喪失の常況にあるため、保険金等を請求できないとき
  - ・被保険者ご本人が、病名を知らされていないため、保険金等を請求できないとき

など

- ◆保険契約者は被保険者の同意を得て、つぎの範囲内で1人の方を指定代理請求人として指定してください。なお、保険金等の代理請求を行う場合には、保険金等の請求時においても、つぎの範囲内である必要があります。
- 被保険者の戸籍上の配偶者、直系血族、3親等内の血族
- 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

など

- ◆保険契約者は、被保険者の同意を得て、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。また、指定代理請求人の指定が不要になった場合には、その指定を取り消すことができます。
- ◆保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後に被保険者ご本人からご請求を受けた場合でも、当社は重複してのお支払いはいたしません。
- ◆指定代理請求人に保険金等をお支払いした後、保険契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその保険金等の支払状況について事実にもとづいて回答せざるを得ませんのでご承知おきください。

※法人が保険契約者・死亡保険金受取人となる場合、指定代理請求特約は付加できません。



くわしくは、**『ご契約のしおり・約款』④しんらいのご家族サポートサービス** の **指定代理 請求特約** をご覧ください。

# 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客さまサービス室 T E L 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間 9:00~18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

●この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。



くわしくは、本書面47ページをご覧ください。

# 契約締結前交付書面 注意 喚起情報 ~必ずお読みください~

●「注意喚起情報」(P37~47)は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。

<u>ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお</u>願いいたします。

●この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、『ご契約のしおり・約款』に記載しておりますのでご確認ください。

## 1 クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回または解除)

申込者または保険契約者(以下「申込者等」といいます。)は、つぎの表に記載したご契約ごとの 期間であれば、書面または電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下 「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

ご契約	期間
「責任開始期に関する特約」 を付加するご契約	ご契約の申込日からその日を含めて <u>8日以内</u>
「責任開始期に関する特約」を付加しないご契約	ご契約の申込日または当社指定の金融機関の口座へお振り込みいただいた第1回保険料(第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。)が指定口座へ着金した日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内

- ◆お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または記録媒体の発信時に効力を生じます。
- ◆お申込みの撤回等があった場合は、当社は、申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。また、当社は、申込者等に対しお申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- ◆お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に保険金等のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面または電磁的記録による通知の発信時に、申込者等が保険金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

#### お申込みの撤回等ができない場合

- 当社が指定する医師の診査が終了したとき
- 既契約の内容変更のとき
- 法人を保険契約者とする保険契約であるとき

#### お申込みの撤回等のお申出方法

#### 書面によるお申出の場合

● 書面には、つぎの内容をご記入のうえ、申込者等がご署名してください。

①お申込みの撤回等をする旨 ②お申出日 ③申込者等の住所 ④証券番号 ⑤募集代理店名 ⑥保険料返金口座(申込者等の本人名義の口座)

(ご記入いただく内容は個人情報になりますので、できるだけ封書で当社あてにお申出ください。)

● 郵便にてつぎの住所あてにお申出ください。

〒160-6132 東京都新宿区西新宿8-17-1 フコクしんらい生命保険株式会社 クーリング・オフ担当 行

● 書面の発信時(郵便の消印日付)にお申込みの撤回等の効力が生じます。

#### 電磁的記録によるお申出の場合

● 当社では、電磁的記録によるお申出の主たる窓口として、当社ホームページにお申出窓口を設定しております。

フコクしんらい生命 【ホームページ】 https://www.fukokushinrai.co.jp

● お申出の送信時にお申込みの撤回等の効力が生じます。

## **6** 告知義務

- ◆保険契約者や被保険者には健康状態などについて告知をしていただく義務があります。
  - ご契約にあたっては、
    - ・過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)・現在の健康状態

健康状態や職業などの告知(告知義務)

・身体の障がい状態

職業

など

について当社がおたずねする告知事項について、事実をありのままに正確にもれなくお知ら せ(告知)ください。

● 診査を行うご契約の場合(診査扱)には当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴(傷病 名、治療期間など) などについておたずねしますので、その医師に口頭により告知してくだ さい。

- 告知受領権は当社および当社が指定した医師が有しています。
- 当社の代理店(生命保険募集人)・生命保険面接土には告知受領権がなく、□頭で伝えて も告知したことになりません。

## ● 傷病歴等がある場合のご契約のお引受け

◆お客さまの傷病歴などによっては、ご契約をお断りすることや「保険料の割増し」「保険金の 削減| 「特定高度障害状態の保障不適用| 等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあり ます。

## ★ お申込内容などの確認

◆ご契約のお申込後または保険金・給付金および保険料払込免除のご請求の際、当社の確認担当 社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて 確認させていただく場合があります。

## ▲ 正しく告知されない場合

◆故意または重大な過失によって、事実を告知しない場合、または事実と違うことを告知した場 合、責任開始日(または復活日、復旧日。以下同じ)から2年以内であれば、当社は「告知義 務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。



責任開始日から2年を経過していても、保険金・給付金のお支払事由などが2年以内に発生 (プロルナ場合には、ご契約または特約を解除することがあります。)

#### ご契約または特約を解除した場合

- ○保険金・給付金をお支払いする事由が発生していても、当社はこれをお支払いすることは できません。
- ○保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、当社はお払込みを免除することはで きません。

(ただし、「保険金・給付金のお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の 原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金をお支払いまたは保険料のお 払込みを免除することがあります。)

- 以下の場合は、当社はご契約または特約を解除することはできません。
  - 告知にあたり、当社の代理店(生命保険募集人)が、告知をすることを妨げた場合
  - 告知にあたり、当社の代理店(生命保険募集人)が、告知をしないことや事実でないこと を告げることをすすめた場合
- ◆上記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、 保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給 付金をお支払いできないことがあります。 この場合、

● 責任開始日からの年数は問いません。

(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後も取消しとなることがあります。)

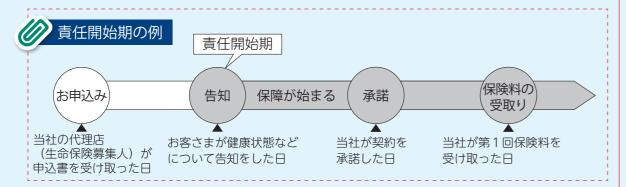
● すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

## 3 保障の開始 (責任開始期)

お申し込みいただいたご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、つぎの時から保険契約上の保 障が開始されます。

#### 責任開始期に関する特約を付加した場合

◆当社または当社の代理店(生命保険募集人)がご契約のお申込みを受けた時または告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始されます。



- ◆責任開始期に関する特約を付加した場合の第1回保険料についてはつぎのとおり取り扱います。
- 第1回保険料の払込期間および猶予期間はつぎのとおりです。

払込期間	猶予期間
責任開始期の属する日から責任開始期の属	第1回保険料の払込期間満了の日の属する
する月の翌月末日まで	月の翌月初日から翌々月末日まで

● 猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないと、ご契約は無効となります。



第1回保険料が払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、または第1回保険料が払い込まれる前にご契約を解約された場合、以後お申し込みいただく保険契約のお引受けに際して、一定の制限を設けることがあります。

#### 責任開始期に関する特約を付加しない場合

第1回保険料を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から保険契約上の保障が開始されます。



- ・介護保障定期保険特約の認知症診断給付金の保障が開始される「認知症給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
- ・軽度介護保障特約の認知障害給付金の保障が開始される「認知障害給付の責任開始日」は、この特約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。



具体例などくわしくは、**『ご契約のしおり・約款』⑩ 保障の開始(責任開始期)**をご覧ください。

#### 当社の代理店(生命保険募集人)の権限

当社の代理店(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

## 4┃ 保険金・給付金をお支払いできない場合

つぎのような場合には、保険金・給付金のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- <u>責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因</u>とする場合 ただし、ご契約の際の告知等により当社がその原因の発生を知っていたとき、または過失に よって知らなかった場合など、約款・特約条項に特に規定があるときは、保険金・給付金のお 支払いや保険料のお払込みの免除をすることがあります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が<u>告知義務違反により解除</u>となった場合
- 重大事由によりご契約または特約が解除(例)
  - 保険契約者などが保険金・給付金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき
  - ・保険契約者、被保険者または保険金・給付金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会 的勢力に該当すると認められたとき など
- 責任開始期に関する特約を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがなかったためご契約 が無効になった場合
- 第2回目以降の保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約について保険契約者などの詐欺の行為があってご契約が取消しになった場合
- 保険金・給付金の不法取得目的があってご契約が無効になった場合
- 保険金・給付金の免責事由に該当した場合 (例)
  - ・ 責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したとき
  - ・死亡保険金受取人などの故意によりお支払事由に該当したときなど
- 介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」の前日までに認知症と診断確定された場合(認知症診断給付金)
- 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」の前日までに認知障害と診断確定された場合(認知障害給付金)
- がん保障定期保険特約について、つぎの場合、特約がん保険金は支払われません。
  - ・特約の責任開始期前に悪性新生物(がん)に罹患したと診断確定されていた場合
  - ・特約の責任開始期から起算して90日以内に乳房の悪性新生物(乳がん)に罹患し、診断確 定された場合



具体例などくわしくは、**『ご契約のしおり・約款』⑤ 保険金等をお支払いできない場合** をご覧ください。

保険料払込の猶予期間、ご契約の失効・復活に関する事項

## ●保険料払込の猶予期間

- ◆第2回目以降の保険料は払込期月(保険料をお払い込みいただく月)内にお払込みください。 払込期月内に保険料のお払込みの都合がつかない場合のために、保険料払込の猶予期間を設け ております。
- 月払の場合……… 払込期月の翌月初日から末日まで
- 年払・半年払の場合…… 払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(契約応当日 がない場合は、その月の末日)まで

## ●ご契約の失効

◆猶予期間内に第2回目以降の保険料のお払込みがないと、ご契約は失効します。

#### 保険料の振替貸付

猶予期間内に保険料のお払込みがないときでも、保険料の振替貸付が可能な場合は、あらかじめ お申出がないかぎり、自動的に当社が保険料をお立て替えしてご契約を有効に継続させます。 この場合、所定の利率で利息がかかります。 (複利計算)



保険料の振替貸付や契約者貸付をご利用された場合、貸付金のご返済がないと、貸付元利金 が増加して解約返戻金額を超過し、ご契約が失効することがあります。

## ◎ ご契約の復活

◆いったん失効したご契約でも、失効後3年(特別条件が適用されている場合は2年)以内であ れば、ご契約の復活を申し込むことができます。

ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。



参照)復活の手続き、責任開始期などくわしくは、**『ご契約のしおり・約款』⑬ 効力を失ったご** 契約の復活 をご覧ください。

## ご契約の解約と解約返戻金のお取扱いについて

- ◆生命保険契約では、お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払 い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金 は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年数などによっても異なりますが、特に、 ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ◆介護保障定期保険特約には解約返戻金はありません。



くわしくは、**『ご契約のしおり・約款』⑪ ご契約の解約と解約返戻金** をご覧ください。

## 業務または財産の状況の変化による保険金額などの削減について

- ◆保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額、解 約返戻金額などが削減されることがあります。
- ◆当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命 保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図 られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額、解約返戻金額などが 削減されることがあります。



くわしくは、**『ご契約のしおり・約款』お願いとお知らせ「生命保険契約者保護機構」につ** いて をご覧ください。

## 8 現在ご契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

- ◆現在ご契約の保険契約を解約・減額するときには、一般的につぎの点について、保険契約者に とって不利益となります。
- 多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約 後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権などを失う場合があります。
- ◆新たにお申込みの保険契約についても告知義務があるため、<br/>
  <u>告知の内容によっては新たな保険契</u><br/>
  <u>約のお引受けができなかったり、告知の内容が事実と相違していたことにより新たな保険契約が</u><br/>
  <u>解除・取消しとなることもあります。</u>
- ◆新たにお申込みの保険契約の保障は現在ご契約の保険契約から継続しません。このため、新たに お申込みの保険契約で保険金・給付金をお支払いできないこともあります。
- 新たにお申込みの保険契約の責任開始期および保険金・給付金のお支払いについては 3 保障の開始(責任開始期) および 4 保険金・給付金をお支払いできない場合 を再度ご確認ください。
- 特につぎの内容にご留意ください。
  - ・新たにお申込みの保険契約の責任開始日から3年以内に被保険者が自殺により死亡したと きは死亡保険金(特約死亡保険金)の免責事由に該当します。
  - がん保障定期保険特約の特約がん保険金は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期から 起算して90日以内の乳房の悪性新生物(乳がん)の保障がありません。
  - ・介護保障定期保険特約の「認知症給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。
  - 軽度介護保障特約の「認知障害給付の責任開始日」は、新たにお申込みの保険契約の責任開始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

## 9 保険金・給付金のご請求について

- ◆保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合だけでなく、その可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」にご連絡ください。
- ◆保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由、ご請求手続き、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合などについては、『ご契約のしおり・約款』・当社ホームページにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。 (ホームページアドレス: https://www.fukokushinrai.co.jp)
- ◆当社からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、保 険契約者・被保険者のご住所や通信先等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ◆保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていれば、それぞれの契約について保険金・給付金のお支払事由や保険料払込の免除事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- ◆ご契約に指定代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金等について、 被保険者ご自身が請求できない特別な事情があるときに、保険契約者が被保険者の同意を得てあ らかじめ指定した指定代理請求人が保険金等の代理請求をすることができます。
- ▶ 指定代理請求人となられる方に、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。



## 10 預金ではありません

この商品は預金ではなく、当社を引受保険会社とする生命保険です。したがって、預金保険法第53 条に規定する保険金支払の対象とはならないことから、預金保険制度による元本の返済の保証はありません。

# Web約款のご案内

## 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、 「フコクしんらい生命 お客さまサービス室」へご連絡ください



フコクしんらい生命 お客さまサービス室 T E L 0120-700-651 (通話料無料)

受付時間 9:00~18:00 (土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます)

- ●この商品にかかる指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不 可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、 全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。 (ホームページアドレス:https://www.seiho.or.jp/)
- ●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、 原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合につ いては、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当 な利益の保護を図っております。

## ホームページで「ご契約のしおり・約款」を簡単にご確認いただけます

当社では、お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷軽減のため、ホームページにWeb約款※を掲載 し、ご提供しています。なお、この取組みは、SDGsにおける17の目標のうち「12.つくる責任 つかう責任」 につながる取組みです。 ※ [Web約款] とは、当社ホームページで閲覧いただける「ご契約のしおり・約款」のことです。

Web約款

#### スマートフォンやパソコン等でいつでも閲覧できます

SDGs 12 つくる責任 つかう責任

文字を拡大して閲覧できます

検索機能でご覧になりたい箇所を簡単に閲覧できます

Web約款の閲覧方法

### 1. フコクしんらい生命 Web約款ページにアクセスしてください。

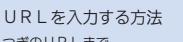
## 保険をご検討中



QRコードを読み取る方法

スマートフォンなどから 回窓路線回 QRコードを読み取り、 アクセスしてください。





つぎのURLまで ■ アクセスしてください。

https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/consider/

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

### ご契約成立(保険証券到着)後



QRコードを読み取る方法

スマートフォンなどから QRコードを読み取り、 アクセスしてください。





URLを入力する方法

つぎのURLまで ▶ アクセスしてください。

https://www.fukokushinrai.co.jp/agreement/contractor/

#### ′2. 該当の「ご契約のしおり・約款」を選択してください。PDFファイルが開きます。

(販売名称:ハローキティの定期保険)の 「ご契約のしおり・約款」を選択してください。 ※取扱窓口は「信用金庫」となります。

- 「ご契約のしおり・約款」の中から該当する契約 日のボタンを選択してください。 ※契約日は保険証券に記載されています。
- ② 「信用金庫からご加入」を選択してください。
- ③ 定期保険(販売名称:ハローキティの定期保険) の「ご契約のしおり・約款」を選択してくださ U10

## 冊子版「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合

冊子版の「ご契約のしおり・約款」をご希望の場合は、生命保険契約申込書の「冊子を希望します」に ✓をしてください。ご契約成立後に当社より「ご契約のしおり・約款」を郵送いたします。 「ご契約のしおり・約款」は保険証券とともに大切に保管してください。